

令和2年8月4日決定
令和3年8月19日変更

市職員等が新型コロナウイルスに感染した場合の公共施設の対応方針について

新型コロナウイルス感染の疑いのある市職員並びに指定管理者及び委託業者の職員（以下「市職員等」という。）が陽性と判明した場合の対応について、次のとおり方針として定める。

1 基本的な対応方針

当該感染市職員等が所属する「建物・施設」を単位に対応するものとし、施設の閉鎖等については、「新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針（令和2年3月16日決定）に基づき、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）において決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、対策本部長（市長）の判断により決定するものとする。

2 本庁舎の部署の市職員等が感染した場合の対応

（1）市職員等が陽性と判明された場合の行動

市職員等が陽性又は陽性となるおそれが判明した場合は、当該市職員等が所属する部署の長は、直ちに職員課長、総務部長及び福祉保健部参事に連絡し、感染までの経緯等を整理し、市長、副市長及び教育長に報告するものとする。

（2）対策本部会議への付議

市職員等が陽性又は陽性となるおそれが判明した場合は、対策本部会議に付議し、その影響について協議するものとする。

（3）業務への影響の有無の確認

市職員等の感染の状況により、市民及び市職員等への更なる感染の蔓延が懸念される場合には、保健所等の指導のもと、必要な感染拡大防止対策を講じるとともに、必要と認めるときは、業務の停止又は窓口の閉鎖等（以下「閉鎖等」という。）の措置を講じるものとする。

（4）本庁舎の閉鎖等

上記（3）により、閉鎖等を行う場合は、次のとおり行うものとする。

ア 1階フロアの部署の市職員等が感染した場合の対応

直接、市民との接触があるセクションであるため、直ちに窓口を閉鎖し、市民誘導、消毒等を行う。閉鎖等に当たっては、次の手順に従い行うものとする。

行動	内容	指揮責任者
閉鎖の判断の連絡	陽性者の判明が分かった場合は、理事者確認後、直ちに閉鎖等することを関係部署等に連絡する。	総務部長★

行動	内容	指揮責任者
市民の誘導・説明	部課長の指示のもと、職員が感染したことにより庁舎を閉鎖する旨を丁寧に伝え、理解をいただき、帰宅等を誘導する。	市民部長★ 子ども家庭部長 福祉保健部長 会計管理者 総務部長 企画財政部長 及び所属課長
市民へのアナウンス	庁舎入口等への張り紙	契約管財課長★ 企画調整課長
	庁内放送	契約管財課長★
	ホームページ、情報メール等での情報発信	秘書広報課長★
	電話交換のアナウンス・対応	契約管財課長★
市民へのフォローアップ	来庁された市民のニーズを把握し、できる限りのフォローを行う。 予約等により申請、相談をしていた者については、状況の説明のほか、代替対応を図るものとする。	市民部長★ 子ども家庭部長 福祉保健部長 会計管理者 企画財政部長 及び所属課長
消毒	西多摩保健所による消毒指導	福祉保健部参事★ 総務部長
	当該感染職員の所属部署をはじめ、1階フロアの窓口カウンターその他付属する物品等について消毒する。 消毒に当たっては、保健所等の指導のもと、必要な箇所も確実に消毒し、感染拡大防止に努めなければならない。	市民部長 子ども家庭部長 福祉保健部長 会計管理者 総務部長★ 福祉保健部参事 企画財政部長 及び所属課長
	アルコールその他の消毒に係る物資等の手配	契約管財課長★ 防災危機管理課長

※★は、統括責任者として、指揮を統括する。統括責任者はあらかじめ、不測の事態を想定し、副統括責任者を指定しておくものとする。

※消毒の範囲、施設の再開等については、事前に保健所等との情報連絡を密にとり、速やかに判断できるよう備えるものとする。

イ 1階フロア以外部署の職員が感染した場合の対応

基本的には、市民及び更なる市職員等への感染の蔓延を考慮し、上記アに準じ、各フロアの部署の部長の指揮のもと、対応するものとする。

3 本庁舎以外の部署の職員が感染した場合の対応

(1) 本庁舎以外の公共施設の場合

本庁舎以外の部署において、市職員等の感染が判明した場合も、基本的には、上記2にある措置を準用し、次に掲げる責任者の指揮のもと対応する。

施設	指揮責任者
もくせい会館（シティセールス推進課）	生活環境部長
こども応援館（子ども家庭支援課・教育支援課）	子ども家庭部長★ 教育委員会事務局参事
保健センター（健康課）	福祉保健部参事
図書館	教育部長
中央体育館	教育部長
公民館	教育部長
防災食育センター（学校給食センター）	教育委員会事務局参事

※★は、統括責任者として、指揮を統括する。

(2) 市内小・中学校の場合

市内小・中学校の児童・生徒及び教職員が感染した場合においては、「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（令和2年5月27日決定）」に基づき、対応するものとする。

4 指定管理者施設従事者が感染した場合の措置

指定管理者制度により運営している施設の従事者が感染した場合については、当該施設を所管する部長の指揮のもと、指定管理者に対し、消毒等について要請するとともに、必要と認めるときは、閉鎖等により、市民への感染拡大を防止するための措置を講じること。

5 委託業者の従事者が感染した場合の措置

市の業務において、委託により運営している場合は、当該業務に関係する委託業者の従業員が感染又は感染するおそれがあると判明したときは、当該業務の部課長は直ちに、委託業者に対して濃厚接触者の状況等を調査し、その影響を判断し、業務の「一時停止」等の講じるものとする。この場合において、ローテーション等により感染拡大を防ぐことができ、市民及び職員への影響がないと判断するときは、当該業務を継続することができる。

6 閉鎖等の期間

基本的には、保健所等の指導のもとに、感染拡大のおそれがないと判断される日まで閉鎖等するものとする。

※感染クラスター等が発生した場合には、施設機能を停止し、市民及び市職員等への感染拡大リスクを回避するために必要な一定期間の閉鎖その他の感染拡大防止策を講じるものとする。

7 市民への周知について

感染の公表については、福生市新型コロナウイルス感染者発生時公表方針（令和2年4月22日決定）に基づき、次のとおり行うものとする。

公表区分	内 容	所管部署
議員への報告	市職員等の感染及び市の対応について、対策本部で決定した事項（施設の閉鎖等を含む。）をファックス等により報告する。	防災危機管理課
プレスリリース	市職員等の感染及び市の対応について、対策本部で決定した事項（施設の閉鎖等を含む。）をプレスリリース	秘書広報課★ 職員課 防災危機管理課
記者会見	市職員等の感染の公表とその後対応について、市民への影響等を勘案し、対策本部長の判断により、記者会見を行うものとする。 対応者：市長、副市長 教育長 総務部長 福祉保健部参事 企画財政部長 職員課長 感染職員等の所管の部課長 秘書広報課長	秘書広報課★ 職員課 防災危機管理課 健康課 当該職員関係課
ホームページ等での周知	市職員等の感染及び市の対応について、対策本部で決定した事項（施設の閉鎖等を含む。）を市ホームページ、情報メール等により公表する。	秘書広報課★ 職員課 防災危機管理課
当該施設における周知	施設において市職員等が感染したこと、施設の閉鎖、閉鎖の期間、今後対応等について、張り紙等により施設に掲示するとともに、予約利用者等についても可能な限り、当該事項を電話等により伝達するものとする。	関係課

※★は、統括課として、関係課を統括する。

8 事前の準備

市職員等がPCR検査を受検することが判明した場合には、「職員の新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応フロー」（令和2年7月27日決定）に基づき、行動するとともに、当該市職員等の属する部課長は、判明するまでの間に、市がとるべき対応を準備し、対策本部員及び関係部署と連携し、危機意識をもって、事態に備えるものとする。

特に、「時間外開庁」を行っている水曜日・土曜日については、従事職員が通常より、少ないため、陽性判明の際には、即時に指揮がとれるよう、開庁に関係する部課長は出勤し、事態に備えるものとする。

9 その他

上記に定めるもののほか、必要な事項については、対策本部長の判断により、対応するものとする。